

赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員会報告書

令和5年9月7日第3回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

赤松街道樹木伐採等に関する調査特別委員会

委員長 池 田 誠 悦

記

1 調査の経過及び内容

(1) 赤松街道は、1986年に「日本の道百選」、1996年に「歴史国道」に選ばれており、長年にわたって町民から親しまれ、保全活動を継続している歴史遺産であるが、令和5年8月上旬に鳴川地区でケヤキ10本が伐採されていることが判明したことから、伐採の経緯を調査するとともに、赤松街道の今後の保全対策について検討するため、当特別委員会を設置した。

令和5年9月7日に第1回目の委員会を開催し、委員長に池田誠悦委員、副委員長に稲垣明美委員をそれぞれ互選した。

また、同日、第2回目の委員会を開催し、要求資料の精査を行い、次回の委員会では現地調査を行うことを確認した。

(2) 令和5年9月20日に第3回目の委員会を開催し、生涯教育課学芸員の出席を求め、赤松街道の歴史について聴取した。

アカマツは北海道に自生していない樹木であったが、明治9年に七重官園へ明治天皇の行幸を記念して函館市桔梗町地区から七飯町峠下地区までの国道

5号沿いの約14.3km区間に植栽されたものであり、アカマツの他、クロマツ、スギ、ケヤキ、イチョウなど約1,400本の樹木からなり、赤松並木として親しまれ、以下のとおり評価されてきた。

- ・昭和47年 北海道より「環境緑地保護地区」に指定
- ・昭和58年 「日本の名松・100選」に選出
- ・昭和61年 「日本の道100選」に選出
- ・平成2年 公募により「赤松街道」の愛称が決定
- ・平成6年 「新・日本街路樹百景」に選出
- ・平成8年 「歴史国道」に認定
- ・平成18年 土木学会選奨土木遺産に認定

赤松街道の歴史について聴取した後、町内鳴川地区のケヤキ伐採の現地、及び伐採された原木の保管状況について確認するため町内峠下地区と函館市赤川地区で現地調査を行った。

(3) 令和5年10月23日に第4回目の委員会を開催し、環境生活課長の出席を求め、ケヤキ伐採に至るまでの町と函館開発建設部函館道路事務所（以下「函館道路事務所」という。）の協議録、北海道自然環境等保全条例など、要求した資料についての聴取を行った。

函館道路事務所より令和5年1月25日にケヤキの伐採について七飯町環境生活課自然環境係へ打診があり、令和5年1月26日に「ケヤキは記念保護樹木ではなく、維持管理上やむを得ない場合は伐採可能」と回答している。また、令和5年6月29日の函館道路事務所からの相談内容により、ケヤキの伐採予定本数が10本であることをこの時点で認知している。その後、令和5年7月5日付で函館道路事務所から町に「環境緑地保護地区等内行為通知書」が郵送され、町は事務決裁規程により最終決裁者である副町長までの決裁後、「当該行為に着手して差し支えありません。」との内容で通知を送付。その結果、令和5年7月27日から8月1日間において、ケヤキ10本の伐採が実施された。

過去10年間における赤松街道の並木から枝の落下や落氷雪等による国家賠償件数は七飯町内では10件、函館市内では6件の合計16件発生している。被害状況はすべて物損で、車両損傷が14件、施設等損傷が2件となっており、国家賠償の詳細は<表1>のとおりである。

なお、行政文書保存期間が10年であるため、それ以前の被害件数等につい

ては把握することができなかった。

<表 1> 過去 10 年間に於ける赤松街道並木から枝落下や落氷雪等による国家賠償の詳細

(※平成 30 年度、令和元年度、令和 3 年度は発生件数 0 件のため記載なし)

年度	No	発生日	発生箇所	発生原因	損傷内容
平成 27 年度	①	H28.1.20	函館市	落氷雪	ルーフ損傷
	②	H28.1.28	七飯町	落氷雪	ルーフ損傷
平成 28 年度	③	H28.8.30	七飯町	倒木	ボンネット、ラジエータ、ボディ擦過傷等
	④	H29.1.16	七飯町	落氷雪	ルーフ損傷
	⑤	H29.1.19	七飯町	落氷雪	ルーフ損傷
	⑥	H29.1.22	七飯町	落氷雪	フロントガラス、ボンネット
平成 29 年度	⑦	H29.12.14	七飯町	落氷雪	ボンネット
	⑧	H30.2.14	函館市	落氷雪	ボンネット・フロントワイパー
	⑨	H30.2.18	函館市	落氷雪	ルーフ損傷
	⑩	H30.2.23	七飯町	落氷雪	フロントガラス・ルーフ損傷
	⑪	H30.3.1	七飯町	落氷雪	ボンネット
令和 2 年度	⑫	R3.2.4	七飯町	倒木	フロントバンパー等
令和 4 年度	⑬	R4.12.19	函館市	枝落下	車両側面損傷
	⑭	R4.12.19	函館市	倒木	看板 (1 基破損)
	⑮	R4.12.19	函館市	倒木	庭木 (オンコ 4 本損傷、ツツジ 1 本圧壊)
	⑯	R5.1.25	七飯町	枝落下	車両左側面損傷

次に、過去 5 年間に於いて赤松街道で伐採した樹木は合計 56 本あった。このうち枯木伐採が 50 本、倒木伐採が 4 本、国道沿道の宅地造成に起因する伐採が 2 本となっており、その事例は<表 2>のとおりである。

なお、樹木伐採に関する行政文書保存期間が 5 年であるため、それ以前の事例は把握することができなかった。

<表 2> 過去 5 年間に赤松街道で行った伐採の事例

年度	樹種	伐採理由			樹種別 合計	維持管理伐採の詳細
		枯木	倒木	維持管理		
平成 30 年度	アカマツ	20			20	
令和元年度	アカマツ	1			1	
	クロマツ	1			1	
令和 2 年度	アカマツ	6	2	1	9	国道沿道の宅地造成のため

	その他			1	1	トドマツ、沿道家屋に支障するため
令和3年度	アカマツ	12	1		13	
	クロマツ	1			1	
令和4年度	アカマツ	9	1		10	
過去5年間	アカマツ	48	4	1	53	
	クロマツ	2			2	
	その他			1	1	
	伐採合計	50	4	2	56	

委員から主に以下の質疑があった。

- ① 伐採され切り株が残る土地の今後について。
- ② 今後、赤松街道の地権者から伐採要望があった場合の対応について。
- ③ ケヤキは記念保護樹木ではないのか。
- ④ 町として、伐採に至る経過に問題はなかったのか。
- ⑤ 決裁は副町長までとなっているが、町長まで必要だったのではないのか。

委員からの質疑に対し、環境生活課長から以下のとおり回答があった。

- ① 切り株が残る現場の土地利用に関しては函館道路事務所が、これまでも赤松街道の樹木保全活動を行って頂いている「赤松街道を愛する会」や七飯町と協議した上で進める。
- ② 今後の伐採要望については、地権者、赤松街道を愛する会、樹木医等、関係者と協議の上、必要な部分の枝払いを実施し、樹木は保全することを前提に対応する方針である。
- ③ ケヤキは北海道自然環境等保全条例では、記念保護樹木には指定されていない。
- ④ 町の関係部局や「赤松街道を愛する会」等に情報提供し協議しなかったこと、また、現地確認をせず判断したことは間違いであったと反省している。今後は必ず関係者に情報提供し、協議の場を設けるよう「環境緑地保護地区事務取扱」を作成した。
- ⑤ 従来からの事務決裁規程により、最終決裁者は副町長までとしていたが、今回の件を教訓とし、今後は町長までとしたい。

(4) 令和5年11月21日に第5回目の委員会を開催した。冒頭で町長より「町民の皆様が幼少期から慣れ親しみ、心の潤いを満たしてきた貴重で歴史ある

樹木を町の同意により伐採に至らしめ、町民の皆様への深い喪失感を与えるとともに、歴史的な風景・町並みなど景観を損ねる事態を生じさせることとなり、誠に申し訳ありませんでした。今後同様のことが生じないように調査し、速やかにその結果を報告するなど、責任をもって対応して参ります。」と謝罪の言葉があった。

次に、環境生活課長の出席を求め、要求した資料についての聴取を行った。「七飯町緑の基本計画」では以下の記述が確認できた。

- 歴史街道である赤松街道の松並木について、関係機関による樹木の維持管理等を要請していくとともに、広く住民理解のもとに保全を進めます。
- 一般国道5号（赤松街道）沿道の松並木等の約11.7haについては、「七飯町松並木環境緑地保護地区」が指定されています。

この指定は、七飯町の木であるアカマツを中心に、クロマツ・ケヤキ・スギ・イタヤカエデ・ニセアカシアなど、アカマツ以外の沿道の各種樹木等も対象としており、関係機関との連携のもと今後とも保全を図ります。

特に本町地域から大中山・大川地域にかけての区間は、開発行為などの面的整備にあたっては沿道の緑の保全や創出、市街地景観への配慮などが欠かせない事項となり、制度的緑地の指定（都市計画決定等）や地区計画等の適用が必要となります。

以上の記述から、この度のケヤキ伐採における町の事務処理については、町の赤松街道に対する認識不足が招いた結果である。当特別委員会としては、今後、町からの調査結果報告を受けてから対応を協議することとした。

- (5) 令和6年1月18日に第6回目の委員会を開催し、町長、副町長、環境生活課長の出席を求め、町より提出された「赤松街道樹木伐採等に関する調査報告書」の内容を聴取した。

報告書にはこれまで当委員会において調査した内容とともに、町における赤松街道樹木伐採等に関する課題と対応策が示された。

- (6) 令和6年2月15日に第7回目の委員会を開催し、これまでの活動について、令和6年第1回定例会に提出する報告書のまとめを行った。

2 まとめ

当委員会は、令和5年8月に赤松街道鳴川地区においてケヤキ10本が伐採さ

れたことから、その原因と今後の保全対策について検討するため、令和5年第3回定例会において設置した。

赤松街道は、明治9年に明治天皇が七重勸業課試験場に行幸されたのを記念して相当数が国道5号の沿線に移植され、昭和61年に「日本の道百選」に選定、平成2年には道の日の愛称募集で「赤松街道」と名付けられており、また、平成8年には、歴史的・文化的価値を持つ道路であることを示す「歴史国道」にも選定されている。函館市桔梗町から七飯町字峠下までの約14.3km区間に植栽され、これまで長年にわたって町民から親しまれ、保全活動を継続してきた歴史遺産である。

令和6年1月18日、町から「赤松街道樹木伐採等に関する調査報告書」が当委員会に提出された。報告書にはケヤキ10本を伐採した原因として「課内の報告・連絡・相談」、「町長への報告及び庁内関係課との連携及び相談」、「函館道路事務所及び赤松街道を愛する会との連携」の3点に不足・不手際があったことを挙げている。これは職務怠慢は勿論のこと、町として赤松街道の歴史的・文化的価値の認識と未来への継承意識の欠如によるところが大きいと言わざるをえない。

町長は、令和6年1月29日開催の令和6年第1回七飯町議会臨時会において、自らの責任として減給処分（100分の20を3カ月）とし、また副町長及び関係職員3名を訓告、厳重注意の処分とした。

町は、今回の不祥事を二度と繰り返さないように「課内の報告・連絡・相談」、「町長への報告及び庁内関係課との連携及び相談」、「函館道路事務所及び赤松街道を愛する会との連携」についての対応策を示し、当委員会に報告している。

当委員会としては、

①赤松街道沿いにある町有地で樹木が無い箇所へ新たに赤松等を植えるとともに、樹木が伐採された箇所へは補植事業を推進し赤松街道の保全を強化し「歴史遺産」を守ること

②赤松街道樹木の剪定・伐採に関しては必ず関係者の現地立会を行うこと

③役場内の組織点検、関係団体との連携を強化すること

などを踏まえ、町が策定している「七飯町緑の基本計画」に則り、北海道自然環境等保全条例において環境緑地保護地区と指定されている赤松街道の一層の緑化推進に加え、維持・保全・周辺緑化、美化等を推進し、町民の先頭に立ち七飯町民憲章にふさわしい緑豊かなまちづくりを目指すことを強く望み、当委員会の報告とする。